

# 山梨県公報

第二千三十八号

平成二十二年

五月六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の申出の撤回の届出……………二八五
- 救急病院等の認定……………二八五
- 救急医療機関等の認定の一部改正……………二八五
- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………二八五
- 道路の区域変更……………二八六

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二八六
- 国土調査の指定……………二八六
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二八六
- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………二八八
- 公共測量の終了……………二八八

### 教育委員会

- 指名競争入札について(二件)……………二八九
- 一般競争入札について……………二九一

### 公安委員会

- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二九七
- 落札者等の決定について……………三〇四

## 告示

### 山梨県告示第七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。  
平成二十二年五月六日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名 称 所 在 地

山梨県立中央病院 甲府市富士見一丁目一番一号

### 二 撤回年月日

平成二十二年四月一日

### 山梨県告示第七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内正明

### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号

### 二 認定期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

### 山梨県告示第七十五号

救急医療機関等の認定(平成二十年山梨県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。  
平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内正明

一の表中「財団法人身延山病院」を「公益財団法人身延山病院」に改める。

### 山梨県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月十六日大笹堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年五月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二三番の一地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字水上四二二番の一地先まで	八・四、 四五・八	六・六、 四三・七		二八四・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年四月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人富士川下り研究会
- 2 代表者の氏名 望月熊太郎

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地七十四
- 4 定款に記載された目的

この法人は、峡南地域の住民及び観光関連事業者に対し、富士川に観光船の就船を実現することにより、観光客を誘致し、地域経済の活性化を図ると共に、就労の場の確保及び富士川の河川美化、景観形成等に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成二十二年四月二十日から同年六月十九日まで

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 国土調査の指定年月日 平成二十二年四月十五日
- 二 調査を行う者の名称 富士吉田市、中央市、市川三郷町
- 三 調査地域 富士吉田市大字下吉田、大字緑ヶ丘及び大字新倉の一部、中央市大字西花輪の一部並びに西八代郡市川三郷町大字高田の一部
- 四 調査期間 平成二十二年五月六日から平成二十三年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、箕輪堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	下條 東夫	北杜市高根町箕輪二六二八	平成二十二年三月三十一日
同	植松 好義	同 高根町箕輪新町七三六	同

二 就任

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
本原 光昭	菊原 元昭	八卷 專文	下倉 美文	菊原 武利	清水 春斐古	清水 紀之	三井 延美	八卷 善彌	上条 良二	小林 富士雄	清水 泉一	入戸野 武一	高柳 忠	安達 智照	坂本 和広	
同	同	同	同	二 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	七 同	
四六九 二二	高根町箕輪新町一七六九	二五八五 一	高根町箕輪五九七	高根町箕輪新町一七六一	一七三一	一八二七	二〇八七	二〇一七	二五四二	九七六	高根町箕輪八九四	八三二	八三八	高根町箕輪新町八四六	高根町村山東割二四七三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	坂本 治年	北杜市高根町箕輪二六一六	平成二十二年四月一日
同	安達 智照	高根町箕輪新町八四六	同
同	伊藤 祥潔	七六三	同
同	粟沢喜久雄	八五六	同
同	小池 正文	七七九	同
同	入戸野 武一	八四九	同
同	丸茂 和也	高根町箕輪九九九	同
同	三井 保	九六八	同
同	坂本 辰夫	二五五七	同
同	中島 秀夫	二〇二九	同
同	三井 和雄	二二二五	同
同	清水 博	一八二五	同
同	内田 幸治	一五九	同
同	菊原 久雄	高根町村山東割二〇五五	同
同	下倉 美文	高根町箕輪五九五	同
監事	下條 透	高根町箕輪新町二六四五	同
同	石原 友和	高根町箕輪八九九	同

同 清水 喬 同 一四五〇 同

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	河西 剛	南アルプス市有野一四三一	平成二十二年三月三十一日
同	森谷 勝樹	飯野新田七六九	同
同	佐々木 公夫	築山二二七	同
同	市川 弘則	五二	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	矢崎 政彦	南アルプス市有野三六一	平成二十二年四月一日
同	米山 和男	飯野新田六五九	同
同	飯野 肇	四二〇	同
同	伊藤 宏	有野九八三	同
同	清水 正基	二八九六	同
同	森谷 修	飯野新田八九〇	同

同	山下 晃幸	同	築山二二〇	同
監事	東条利喜雄	同	飯野新田一三九六	同
同	市川 善英	同	築山八五	同

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（白根中央地区畑地帯総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十二年五月七日から平成二十二年六月三日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十二年四月九日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年五月六日

山梨県知事 横内 正明

一 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

二 作業期間 平成二十一年十月二十日から平成二十二年三月二十九日まで

三 作業地域 富士川流域（甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、中央市、中巨摩郡昭和町、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、南巨

## 教育委員会

### ● 指名競争入札について

次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年五月六日

山梨県総合教育センター所長 三 井 誠

### 一 指名競争入札に付する事項

- 1 業務の名称及び数量  
山梨県教育情報ネットワークシステム保守業務 一式
- 2 業務の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること
- 3 履行期間  
平成二十二年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 4 履行場所  
山梨県総合教育センター所長が指定する場所

### 二 競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

### 三 指名されるために必要な要件

- 1 監視業務又は監視センターについて、ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネージメント）を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。
- 2 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。
- 3 県の教育ネットワークを熟知している者であること。

### 四 入札手続等

4 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六

山梨県総合教育センター 管理部 電話〇五五 二六一 五五七一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十二年五月十二日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前日までに四の1の場所に電話連絡すること。

3 指名競争入札参加表明書の提出方法

この公告の日の翌日から平成二十二年五月二十四日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年六月十五日（火）午前十時 郵便番号四〇六 〇八〇一

山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター管理部 会議室

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十二年六月十四日（月）午後五時まで山梨県総合教育センター管理部（郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とする。  
五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and amount of services required:

The overall maintenance and management of the IT network of the Yamanashi Prefectural Education (1 maintenance package)

2 Date and time for invited tendering:

10:00AM May 15, 2010

3 Bureau in charge:

Yamanashi prefectural education center management division, 1456  
Narita Misaka-chou Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0801 Japan

TEL 055-262-5571

● 指名競争入札について

次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年五月六日

山梨県総合教育センター所長 三 井 誠

一 指名競争入札に付する事項

1 業務の名称及び数量  
情報処理技術者業務委託 一式

2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること

3 履行期間

平成二十二年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第百五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 指名されるために必要な要件

1 監視業務又は監視センターについて、I S M S 適合性評価制度（情報セキュリティイマネジメント）を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。

2 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

3 県の教育ネットワークを熟知している者であること。

4 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六

山梨県総合教育センター 管理部 電話〇五五 二六一 五五七一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十二年五月十二日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四の1の

交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前日までに四の1の場所に電話連絡すること。

3 指名競争入札参加表明書の提出方法

この公告の日の翌日から平成二十二年五月二十四日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年六月十五日(火) 午前十時 郵便番号四〇六 〇八〇一  
山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター 管理部 会議室  
郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十二年六月十四日(月) 午後五時まで山梨県総合教育センター(郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)(第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
免除

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否  
要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:  
Information Processin Service (1 maintenance package)

2 Date and time for invited tendering:  
11:00AM May 15, 2010

3 Bureau in charge:  
Yamanashi prefectural education center management division, 1456

Narita Misaka-chou Fufuki-shi Yamanashi-ken 406-0801 Japan  
TEL 055-262-5571

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年五月六日

山梨県教育委員会教育長 松 土 清

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

新山梨県立図書館情報システム構築業務 一式

2 役務の内容

新山梨県立図書館情報システムの構築

なお、詳細は、新山梨県立図書館情報システム構築業務委託仕様書及び新山梨県立図書館情報システム構築業務委託技術提案書作成要領等(以下「仕様書等」という。)による。

3 履行期間  
契約締結の日から平成二十五年三月二十九日まで

4 履行場所

山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

入札者が共同企業体の場合にあつては1に、単体企業による場合にあつては2に示すとおりとする。

なお、いずれの場合も落札者の決定までに、新山梨県立図書館情報システム構築業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に対して接触等の働きかけを行った入札者は失格とする。

1 共同企業体の場合

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(-) 共同企業体の構成員の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項各号に該当しない者であること。

(2) 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第五号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は契約までに取得見込みの者であること。

(3) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）を提出した時から入札書を提出した時までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号。以下「旧法」という。）第三十条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る同法第九十九条第一項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があつた場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。）

(5) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）

附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項による和議開始の申立てをしていない者でないこと。

(6) 民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

(7) 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行に伴う改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条第一項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。

(8) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条若しくは第十九条の規定による破産の申立て（同法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百二十二条若しくは第三百三十三条の規定による破産の申立てを含む。）がなされていない者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号及び同条第六号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

(10) 直近一事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者でないこと。

(11) 選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織に所属する者でないこと。

(二) 共同企業体の資格要件

(1) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員とすること。

(2) 共同企業体の代表構成員は、実質的な営業年数（一定の業務を継続的に営んでいる年数をいう。）が五年以上（営業譲渡を受けた企業については、当該営業譲渡元の企業の実質的な営業年数を通算する。）であること。

(3) 共同企業体の構成員のいずれかが次に掲げる要件を満たすこと。

ア 図書館業務システムの自社製パッケージソフトウェアを所有していること。

イ 都道府県立図書館において、図書館業務システムの構築業務を履行した実績を有すること。

(4) 共同企業体協定書を締結していること。

(5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独で本件入札に参加していないこと。

2 単体企業の場合  
三 入札手続等

1 に掲げる要件(二)の(1)及び(4)を除く。)を満たすこと。

1 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の閲覧場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁  
新図書館建設室 電話〇五五 二二三 一七九五 電子メールアドレス tshokan-  
ken@pref.yamanashi.1g.jp

2 入札説明書及び仕様書等の閲覧方法

この公告の日から平成二十二年六月九日(水)までの山梨県の休日を定める条例  
(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」といふ。)を  
除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所にお  
いて閲覧に供する。

なお、入札説明書及び仕様書等は配布しないので、各自山梨県教育庁新図書館建  
設室のホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/tshokan-ken/index.html>)よりダ  
ウンロードすること。

3 入札説明書及び仕様書等に関する説明会の日時及び場所

平成二十二年五月十二日(水)午後二時 山梨県民会館二階企画県民部会議室  
(山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号)において行う。説明会への参加を希望す  
る者は、事前に三の1へ連絡すること。

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十二年五月十三日(木)から平成二十二年五月二十六日(水)までの県の  
休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、三の1  
の場所まで持参すること。

5 入札書加資格審査結果の通知

平成二十二年六月二日(水)までに書面により通知する。

6 入札書及び技術提案書等の提出の日時及び場所

平成二十二年六月十八日(金)午後二時三十分から午後三時まで山梨県民会  
館四〇四会議室(山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号)に持参すること。

7 郵便による入札書及び技術提案書等の受領期限及び場所

平成二十二年六月十七日(木)午後四時まで三の1あてに必着するよう書留郵  
便により郵送すること。

8 開札の日時及び場所

平成二十二年六月十八日(金)午後三時に山梨県民会館四〇四会議室(山梨県  
甲府市丸の内一丁目九番十一号)で行う。

9 入札方法

(一) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提  
案書等を提出すること。

(二) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相  
当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金  
額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方  
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約  
希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 新山梨県立図書館情報システム構築業務委託契約低入札価格調査実施要領に基  
づき設定した調査基準価格を下回る入札を行った者の入札は、有効とならない場  
合があるので留意すること。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした  
場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参加資格のあることを確認さ  
れた者であっても、開札の時に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置  
要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に二に掲げる資格のな  
い者は、入札参加資格のない者に該当する。

(一) 入札参加表明書に記載された代表者以外の者が行った入札

(二) 入札参加資格のない者が行った入札

(三) 委任状が提出されていない代理人の入札

(四) 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入  
札

(五) 入札時刻に間に合わなかった者の入札

(六) 記名押印を欠いた入札

(七) 入札金額を訂正した入札

(八) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札

(九) 明らかに連合によると認められる入札

(十) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

(十一) その他入札に関する条件に違反した、又は山梨県教育委員会の指示に従わな  
か

った者の入札

11 落札者の決定方法

選定委員会において、入札価格及び入札価格以外の要素を総合的に評価し、別紙  
落札者決定基準により、総合評価点が最も高い者を選定し、山梨県教育委員会教育  
長が落札者を決定する。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金  
免除
  - 3 契約保証金  
納付を要する。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約書作成の要否  
要
  - 5 総合評価方式  
この入札は、総合評価方式に係る一般競争入札である。
  - 6 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required  
Construction of one(1) Yamanashi Prefectural New Library Information System  
Development
  - 2 Date and time of the explanatory meeting of tender details  
2:00PM 12 May 2010
  - 3 Date and time for tender  
3:00PM 18 June 2010
  - 4 Bureau in charge  
New Library Planning Office, Yamanashi Prefectural Board of Education  
Address: 1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504, Japan  
Tel:(055)223-1795  
E-mail: toshokan-ken@pref.yamanashi.1g.jp

## 落札者決定基準

入札説明書に定める入札参加資格を有する者のうち、次の「1 総合評価点の算出方法」により得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

### 1 総合評価点の算出方法

(1) 入札価格を得点化した数値（価格点）と入札価格以外の要素を技術提案書評価表（別表）により得点化した数値（技術点）を加えたものを総合評価点とする。

$$A \text{ 価格点} + B \text{ 技術点} = C \text{ 総合評価点}$$

(2) 価格点及び技術点の配点は次のとおりとする（小数点以下第1位で四捨五入）。

評価要素		配点	合計点（上限）
A 価格点		100点	100点
B 技術点	基礎点（必須）	20点	100点
	加算点（加算）	80点	
C 総合評価点		A + B	200点

(3) 価格点は、入札価格の偏差値とする。

$$A \text{ 価格点} = (\text{偏差値} / 100) \times 100$$

$$\text{偏差値} = ((-10 \times (\text{入札価格} - \text{入札価格の平均値})) / \text{標準偏差}) + 50$$

$$\text{標準偏差} = ((\text{入札価格} - \text{入札価格の平均値})^2 \text{乗の和} / \text{入札参加者数}) \text{の平方根}$$

(4) 技術点は、基礎点と加算点の合計とする。

基礎点は、技術提案書評価表の全ての項目について具体的な提案がされている場合に付与する。基礎点が付与できない提案をした入札者は失格となる。

また、加算点は、各評価項目について、提案内容が優れており、かつ具体的な根拠や実効性がある場合に付与する。各評価項目の加算点の上限は、技術提案書評価表に記載のとおり。

$$B \text{ 技術点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

### 2 落札者の決定方法

(1) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。

なお、技術点が同点であるときは、入札価格の低いものを落札者とする。更に、入札価格も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定することとし、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじを引き落札者を決定する。

(2) 落札者が契約を締結しないときには、落札者決定基準により次点と評価された入札者と契約の交渉を行う。

(3) 入札者が1者である場合には、2者以上の場合と同様に、落札者決定基準により落札者を決定する。

技術提案書評価表

評価項目	評価基準	基礎点	加算点	合計
1 機能の実現				
(1) 構築目的に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計書等を理解した上で、構築目的に関する基本的な考え方、新システムの活用方策、導入効果及び各機能の実現方法が明確に示されているか。</li> <li>現システムにはない新機能について、現時点で想定される課題や問題点及びその対応策について具体的に提案されているか。</li> <li>サービスの向上及び事務の効率化につながると考えられる新たな機能及び実現方法などが具体的に提案されているか。</li> <li>将来的に想定される機能追加等に対する考え方が具体的に提案されているか。</li> </ul>	20	10	
(2) 各システムの理解			20	
2 業務の体制				
(1) 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似業務実績が豊富に示されているか。</li> <li>過去の構築実績及び経験等を活かしたメンバーや体制が確保され、山梨県教育委員会との役割分担が具体的に提案されているか。</li> </ul>	20	5	
(2) 業務体制とその考え方			10	
(3) 山梨県教育委員会との役割分担			5	
3 経費縮減				
(1) システム運用・保守の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>構築後に想定されるシステム運用・保守業務について、経費縮減につながる考え方が具体的に提案され、これらに要する費用についてその見積方法が明確に示されているか。</li> <li>経費縮減の考え方が具体的に提案され、将来的に想定される機能追加等に対するコストの考え方が明確に示されているか。</li> </ul>	20	15	
(2) ライフサイクルコストの考え方			15	
		20	80	100

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第四十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十二年五月六日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井 洋

### 別表第一中

五	南巨摩郡増穂町青柳町三一九番地先（町道と町道の交差点）	増穂町役場前	四六・九・一六
---	-----------------------------	--------	---------

五	南巨摩郡富士川町青柳町三二九番地先（県道平林青柳線と町道との交差点）	富士川町役場前	平成二十二年五月六日 告示第四六号
---	------------------------------------	---------	----------------------

一四	南巨摩郡増穂町長沢二、一六五番地の一先（国道五二号と町道金手小林線との交差点）	増穂町長沢	平七・六・五 告示 第三三号
----	---	-------	----------------------

一四	南巨摩郡富士川町長澤一、一六五番地の一先（国道五二号と町道金手小林線との交差点）	富士川町長澤	平成二十二年五月六日 告示第四六号
----	--	--------	----------------------

### 別表第四中

四二三	市道 舞鶴公園南線	車両	車両進行 南から北	甲府	平一一・七・八 告示 第二九号
	甲府市丸の内一丁目一三番七号先（今村歯科医院南西角交差点）から甲府市丸の内一丁目一三番先（カネタ駐車場北東角交差点）まで（七〇メートル）	車両	終日	甲府	

四二三	市道 舞鶴公園南線	車両	車両進行 南から北 へ終日	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
	甲府市丸の内一丁目一三番七号先（今村歯科医院南西角交差点）から甲府市丸の内一丁目一二番一先（甲府市社会教育センター北西角交差点）まで（一三六メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	南甲府	平成二十二年四月八日 告示第三七号

五七一	町道	車両	車両進行 北から南 へ終日	南甲府	平成二十二年四月八日 告示第三七号
	中巨摩郡昭和町上河東四一九番地二先（常永小学校南交差点）から中巨摩郡昭和町上河東四一八番地七先まで（四〇メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	南甲府	平成二十二年四月八日 告示第三七号

五七一	町道	車両	車両進行 北から南 へ終日	南甲府	平成二十二年四月八日 告示第三七号
	中巨摩郡昭和町上河東四一九番地二先（常永小学校南交差点）から中巨摩郡昭和町上河東四一八番地七先まで（四〇メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	南甲府	平成二十二年四月八日 告示第三七号

五七二	市道	甲斐市竜王新町四六四番地七先から甲斐市竜王新町四六四番地一七先(竜王駅南口広場)まで(一六〇メートル)	車両	車両進行 〇一タリ 一内南側 を時計回 り終日	葦崎	平成二十二年五月六日 告示第四六号
五七三	市道	甲斐市竜王新町一、六三三番地三先から甲斐市竜王新町一、六五九番地一先(竜王駅北口広場)まで(一二五メートル)	車両	車両進行 〇一タリ 一内東側 を時計回 り終日	葦崎	平成二十二年五月六日 告示第四六号

に改める。  
別表第十中

三三五	県道 甲府市 川大門 線	中巨摩郡昭和町河東中島三二八番地先(押原農協前)交差点	一	南甲	五二・九・三 三〇号
-----	-----------------------	-----------------------------	---	----	---------------

三三五	県道甲 府市川 三郷線	中巨摩郡昭和町河東中島三二八番地先(昭和農協前交差点)	二	南甲 府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
-----	-------------------	-----------------------------	---	---------	----------------------

四、二九二	町道 楡形五 号線	中巨摩郡楡形町下市之瀬一、二二〇番地先(プラズマシステム北西角交差点)	三	小笠 原	平一〇・一・二 六 告示 第三号
-------	-----------------	-------------------------------------	---	---------	---------------------------

四、二九二	市道	南アルプス市下市之瀬一、一六七番地三先(榊ダイヤテック南アルプス工場北西十字路交差点)	二	南ア ルプ ス	平成二十二年五月六日 告示第四六号
-------	----	---	---	---------------	----------------------

五、〇九四	市道愛 宕町下 条線( ) 都市計 画道路	甲府市荒川一丁目八番三三号先(荒川一丁目交差点)	三	甲府	平成一七年二月二二日 告示第七号
-------	-----------------------------------	--------------------------	---	----	---------------------

五、〇九四	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市荒川一丁目八番三三号先(荒川一丁目交差点)	四	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
-------	--------------------------	--------------------------	---	----	----------------------

五、三三七	町道	中巨摩郡昭和町上河東六〇番地先(学校給食センター南交差点)	四	南甲 府	平成二十二年四月八日 告示第三七号
-------	----	-------------------------------	---	---------	----------------------

五、三三七	町道	中巨摩郡昭和町上河東六〇番地先(学校給食センター南交差点)	四	南甲 府	平成二十二年四月八日 告示第三七号
五、三三八	農道	南巨摩郡富士川町巻米一六四番地一先(富士川西部広域農道と)	三	鯉沢	平成二十二年五月六日

に改める。  
別表第十四中

町道との十字路交差点

告示第四六号

四三五	町道	南都留郡河口湖町船津三、六八三番地先(上の役交差点)から南都留郡河口湖町船津六四四番地先(三本杉交差点)まで	一、二〇〇	高速車 中速車	四十	富士 吉田 二・三 四六号	富士 五一・一 吉田 二・三 四六号
-----	----	--	-------	------------	----	------------------------	--------------------------

四三五	町道	南都留郡富士河口湖町船津三、六八三番地先(上の段交差点)から南都留郡富士河口湖町船津六四四番地先(三本杉交差点)までの両側	一、二〇〇	車両(けん引を除く)	三〇	富士 吉田 年五月六 日 告示第四 六号	富士 平成二二 吉田 年五月六 日 告示第四 六号
-----	----	---	-------	------------	----	-------------------------------------	---------------------------------------

四八九	県道 河口湖 富士線 (スパ ルライ ン)	南都留郡河口湖町船津字剣丸尾六、六六三番地の先(六キロポスト)から南都留郡鳴沢村富士山八、五四五番地の先(二九・五キロポスト)まで	四、五〇〇	高速車	五十	富士 吉田 二・二 五九号	富士 五五・一 吉田 二・二 五九号
-----	--------------------------------------	---	-------	-----	----	------------------------	--------------------------

に改める。  
別表第十六中

四八九	県道富 士河口 湖富士 線(ス バルラ イン)	南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一九先(スパルライン入口交差点)から南都留郡鳴沢村字富士山八、五四五番地一先(二九・五キロポスト)までの両側	二九、八五〇	車両(けん引を除く)	五〇	富士 吉田 年五月六 日 告示第四 六号	富士 平成二二 吉田 年五月六 日 告示第四 六号
-----	--	---	--------	------------	----	-------------------------------------	---------------------------------------

三、二〇二	県道 茅野小 淵沢 崎線	北巨摩郡長坂町長坂上条二、三六番地中央線ガード下	六	長坂	五四・一・二五 三号	告示第四六号	告示第四六号
-------	-----------------------	--------------------------	---	----	---------------	--------	--------

三、二〇二	市道	北杜市長坂町長坂上条三、二二三番地一先(県立農業大学校入口丁字路交差点・北進車両)	北杜	平成二二年五月 六日	告示第四六号	告示第四六号	告示第四六号
-------	----	---	----	---------------	--------	--------	--------

三、八九六	町道	中巨摩郡昭和町築地新居二、二八八番地磯部直三所有畑南側	南甲府	五四・二二・一 九 五二号	告示第四六号	告示第四六号	告示第四六号
-------	----	-----------------------------	-----	---------------------	--------	--------	--------

三、八九六	削除		南甲府	平成二二年五月 六日	告示第四六号	告示第四六号	告示第四六号
-------	----	--	-----	---------------	--------	--------	--------

を		に		を		に		を		に	
一一、五〇二	市道	一一、五〇二	市道	九、七四一	削除	九、七四一	市道 舞鶴公園南線	三、九〇〇	削除	三、九〇〇	町道
上野原市野田尻八〇七番地先（ 十字路交差点・西進車両）	甲府市荒川二丁目九番五号先（	上野原市野田尻八〇七番地先（ 十字路交差点・西進車両）	甲府市丸の内一丁目二番七号 先（細田保険部西側・南進車両）	中巨摩郡昭和町飯喰一九〇番地 蔵野誠方所有畑東側	甲府市上野原	甲府市上野原	甲府市丸の内一丁目二番七号 先（細田保険部西側・南進車両）	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府
平成二十二年四月八日 告示第三十七号	平成二十二年五月	平成二十二年四月八日 告示第三十七号	甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	甲府 平一・七・八 告示 第二十九号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 五四・一二・一 九 五 一 号	南甲府 五四・一二・一 九 五 一 号	南甲府 五四・一二・一 九 五 一 号	南甲府 五四・一二・一 九 五 一 号

一一、三五七	町道	一一、五〇九	市道	一一、五〇八	市道	一一、五〇七	市道	一一、五〇六	市道	一一、五〇五	市道	一一、五〇四	市道
中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先（飯喰南交差点）から中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一 九街	荒川一丁目交差点東側・南西進車両）	笛吹市芦川町上芦川一、八〇四番地先（芦川大橋南側丁字路交差点・南進車両）	甲斐市大下条一、六一六番地先（甲斐貢川橋東側丁字路交差点・東進車両）	甲斐市大下条一、六五〇番地五先（金ノ尾新橋南詰交差点・北進車両）	甲斐市竜王新町一、六五八番地二先（竜王駅北口広場タクシール南側・西進車両）	甲斐市竜王新町四六四番地八先（竜王駅南口広場タクシール西側・北進車両）	南アルプス市下市之瀬一、一四五番地二先（市道との十字路交差点・東進車両）						
九二〇	車両	笛吹	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎
南甲府 平成二十二年四月八日 告示第三十七号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号	南甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号

に改める。  
別表第十七中

を

に改める。

別表第十九中

九	県道 甲府敷 島葦崎 線	甲府市丸の内一丁目三番三号先 (山交百貨店前) から甲府市上今 井町一、〇五七番地先(渡辺自動 車板金西側)までの東側歩道(五	甲府 六・一・九・一八 三四号	区八画地までの 両側	一、三五七 町道	中巨摩郡昭和町 飯喰一、一三九 番地一先(飯喰 南交差点)から 中巨摩郡昭和町 常永土地区画整 理地内一 九街 区八画地までの 両側	九二〇	車両	終日	南甲 府	平成二二 年四月八 日 告示第三 七号
					一、三五八 市道	甲斐市竜王新町 一、六三三番地 三先から甲斐市 竜王新町一、六 五九番地一先ま で(竜王駅北口 広場)	二二五	車両	終日	葦崎	平成二二 年五月六 日 告示第四 六号
					一、三五九 市道	甲斐市竜王新町 四六四番地七先 から甲斐市竜王 新町四六四番地 一七先まで(竜 王駅南口広場)	一六〇	車両	終日	葦崎	平成二二 年五月六 日 告示第四 六号

を

一〇	県道甲 府葦崎 線	甲府市丸の内一丁目一番九号先(甲府駅前交番)から甲府市丸の内二丁目三番一号先(市役所前交差点南西側歩道混在部)までの片側歩道(四二メートル)	甲府	国道、四九〇メートル)	一〇	県道 甲府敷 島葦崎 線	甲府市丸の内一丁目一番九号先(甲府駅前交番)から甲府市上今井町一、〇五七番地先(渡辺自動車板金西側)までの西側歩道(五、二八五メートル)	甲府 南甲府 告示 平七・一・三〇 第四号
九	県道甲 府葦崎 線	甲府市丸の内一丁目三番三号先(山交百貨店前)から甲府市丸の内一丁目一八番一号先(市役所前交差点南東側歩道混在部)までの片側歩道(三九〇メートル)	甲府		国道 五二号 市道 新平和 通り線 国道 三五八 号	甲府敷 島葦崎 線		

<p>一二九 市道 富士見 中線 朝日塩 部線</p> <p>甲府市北口一丁目四番一三号先（甲府駅北口交差点）から甲府市朝日三丁目六番三号先（横沢橋東詰）までの両側歩道（七五〇メートル）</p> <p>甲府 平一〇・八・二七 告示 第四〇号</p>	<p>一二九 市道</p> <p>甲府市北口一丁目四番一三号先（甲府駅北口交差点）から甲府市朝日三丁目八番四五号先（朝日三丁目交差点西側）までの両側歩道（五七〇メートル）</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号</p>	<p>一七一 市道朝 日塩部 線</p> <p>甲府市塩部一丁目一番一五号先（横沢橋西詰）から甲府市塩部二丁目七番一先（県立甲府工業高校南西角）までの両側歩道（四六〇メートル）</p> <p>甲府 平成一七年四月二八 日 告示第三七号</p>	<p>一七一 削除</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号</p>	<p>一八六 町道</p> <p>中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先（飯喰南交差点）から中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一 九街区八画地までの両側歩道（九二〇メートル）</p> <p>南甲府 平成二十二年四月八日 告示第三七号</p>
--	---	---	---	--

<p>一八六 町道</p> <p>中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先（飯喰南交差点）から中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一 九街区八画地までの両側歩道（九二〇メートル）</p> <p>南甲府 平成二十二年四月八日 告示第三七号</p>	<p>一八七 県道甲 府荻崎 線</p> <p>甲府市丸の内二丁目三番八号先（甲府市平和通り歩道橋北西側歩道混在部）から甲府市丸の内三丁目一番一先（共済ビル前歩道混在部）までの片側歩道（五〇メートル）</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号</p>	<p>一八八 県道甲 府荻崎 線</p> <p>甲府市丸の内一丁目一八番一先（甲府市平和通り歩道橋北東側歩道混在部）から甲府市中央一丁目一〇番二四号先（毎日新聞甲府支局前歩道混在部）までの片側歩道（四〇メートル）</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号</p>	<p>一八九 県道甲 府荻崎 線</p> <p>甲府市丸の内三丁目一番七号先（㈱フジオ住研第五ビル前歩道混在部）から甲府市丸の内三丁目二〇番一先（㈱フジオ住研ビル前歩道混在部）までの片側歩道（四一メートル）</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号</p>	<p>一九〇 国道五 二号</p> <p>甲府市中央一丁目一〇番七号先（甲府地方裁判所前歩道混在部）から甲府市中央一丁目一〇番七号先（裁判所前交差点南東側歩道混在部）までの片側歩道（四一メートル）</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日 告示第四六号</p>	<p>一九一 国道五</p> <p>甲府市中央一丁目一八一番一先</p> <p>甲府 平成二十二年五月六日</p>
--	--	--	---	--	---

一九二	国道五 二号	甲府市丸の内三丁目二〇番九号先 (和光ビル前歩道混在部) から甲 府市丸の内三丁目三三番一 号先(リビングハウス米山前歩道混在部 )までの片側歩道(一三メートル )	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
一九三	国道五 二号	甲府市丸の内三丁目三三番二 号先(ホテルアサヒ前歩道混在部)か ら甲府市丸の内三丁目三三番三 号先(かずの紙店前歩道混在部)ま での片側歩道(二二メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
一九四	市道	甲府市朝日三丁目八番五四号先 (横沢橋東詰北東側歩道混在部)か ら甲府市塩部一丁目一番一 号先(横沢橋西詰北西側歩道混在部)ま での片側歩道(三八メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
一九五	市道	甲府市朝日三丁目六番三 号先(横沢橋東詰南東側歩道混在部)か ら甲府市塩部一丁目一番一 号先(歩道混在部)までの片側歩道(六 〇メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
一九六	市道	甲府市塩部一丁目二番一 号先(甲府工業高校グラウンド南西側歩道 混在部)から甲府市塩部二丁目七 番一 号先(甲府工業高校南東側歩 道混在部)までの片側歩道(二一 メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号

一九七	市道	甲府市塩部一丁目一番三 号先(口一ソン塩部店前歩道混在部)か ら甲府市塩部二丁目八番二 九号先(朝日ビル前歩道混在部)ま での片側歩道(四九メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
一九八	市道	甲府市塩部二丁目七番一 号先(甲府工業高校南側歩道混在部)か ら甲府市塩部二丁目六番九 号先(甲府工業高校西交差点)ま での片側歩道(七六メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
一九九	市道	甲府市塩部二丁目八番一 号先(駿台甲府高校前歩道混在部)か ら甲府市塩部二丁目六番九 号先(甲府工業高校西交差点)ま での片側歩道(一〇五メートル)	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二〇〇	国道三 五八号	甲府市丸の内三丁目三三 番七号先(相生歩道橋交差点北西側歩道混 在部)から甲府市下今井町一、 五〇八番地七先までの片側歩道(四 、三七三メートル)	甲府 南甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二〇一	国道三 五八号	甲府市中央一丁目一番一 号先(相生歩道橋北東側歩道混在部) から甲府市上今井町一、〇 五七番地先(オンリミツ)ま での片側歩道(四、三八〇 メートル)	甲府 南甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号

に改める。  
別表第三十の二中

二〇	市道	北杜市高根町清里三、五四五 番地三先(清里駅ロータリー ・路線バス乗降場二〇メー トル区間の内の道路標示によつ	終日	路線八	北杜	平成二十二年 七月二三日 告示第七一 号
----	----	--	----	-----	----	-------------------------------

を

二〇	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地三先(清里駅ロータリー・路線バス乗降場二〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	路線バス	北杜	平成二十二年七月三日 告示第七一号
二二	市道	甲斐市竜王新町一、六三一番地先(竜王駅北口広場・タクシー乗降場一〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	葦崎	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二二	市道	甲斐市竜王新町一、六五〇番地四先(竜王駅北口広場・送迎バス乗降場一五メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	送迎バス	葦崎	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二三	市道	甲斐市竜王新町四六四番地二九先(竜王駅南口広場・タクシー乗降場一メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	葦崎	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二四	市道	甲斐市竜王新町四六四番地一六先(竜王駅南口広場・路線バス乗降場二七メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	路線バス	葦崎	平成二十二年五月六日 告示第四六号

に改め、同表の次に次の一表を加える。  
別表第三十の三 高齢運転者等標章自動車駐車可の指定

一	県道甲府 葦崎線	甲府市朝日二丁目一六番二〇号先(雨宮人形店前)から甲府市朝日二丁目一六番一九号先(地域コミュニティ広場前)までの一メートル区間の内の道路標示によって区画された部分	七時から二二時まで	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二	市道	甲府市丸の内二丁目三五番一号先(山梨県ポランティアセンター前・一三メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
三	市道	甲府市丸の内一丁目一番六号先(甲府税務署東側・四〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十二年五月六日

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
山梨県警察本部長 西 郷 正 美  
交通安全支援事業委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県警察本部交通部交通企画課 山梨県甲府市中央一丁目十番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十二年三月三十日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
財団法人山梨県交通安全協会 山梨県南アルプス市下高砂八百四十七番地
- 五 随意契約に係る契約金額  
八千四百四十五万九千円

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に  
該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番